

GMO あおぞらビジネスローン

金銭消費貸借約款

本約款は、GMO あおぞらネット銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の「GMO あおぞらビジネスローン（以下、「本商品」という。）」を利用する法人（以下「債務者」といいます。）が、債務者および連帯保証人、当社ならびにアイフル株式会社（以下「保証会社」という。）との間で締結する GMO あおぞらビジネスローン金銭消費貸借契約兼保証委託契約（以下「本契約」といいます。）に基づき行う借入（以下「本借入」といいます。）に適用されます。本約款に特段の定めがない事項については、当社の円普通預金規定および銀行取引規定など別途定める各取引規定が本借入に適用されます。

なお、本約款をはじめとする当社の各取引規定および各種説明書ならびにそれらの変更のお知らせは、当社の Web サイトに提示することにより提供するものとし、郵送等による提供はしないものとします。（これらはいつでも当社の Web サイト上で確認することができます。）

第 1 条（用語の定義）

本約款における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- ① 本商品は、本契約および本約款に基づき、当社が、当社の法人口座を保有する法人に対して提供する事業性貸付をいいます。
- ② 「本債務」とは、本契約に基づき債務者が当社に対して負担する一切の債務をいいます。
- ③ 「約定返済日」とは、債務者が本約款第 6 条に定める方法等により本債務の支払いを行う日をいいます。
- ④ 「返済用口座」とは、債務者が本約款第 6 条に定める方法等により本債務を支払うための債務者名義の当社の代表円普通預金口座をいいます。
- ⑤ 「営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

第 2 条（本商品の利用条件および商品要項）

1. 債務者は、当社に対して本借入の申込を行うために、以下の条件を満たしている必要があります。
 - ① 営利法人であること（会社の種類が、株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社であること）
 - ② 日本国内に本店所在地を登記している法人であること
 - ③ 会社の業歴が 2 年以上、または決算を 2 期以上終了していること

- ④ 原則として保証協会利用対象業種であること
 - ⑤ 当社の法人口座（円普通預金口座）をお持ちであること
 - ⑥ 法人代表者と取引責任者が同一であること
 - ⑦ 当社その他サービス等において未収・延滞・利用制限等がないこと
 - ⑧ 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分者でないこと
 - ⑨ 申込時、代表者の年齢が満 20 歳以上満 69 歳以下であること
 - ⑩ 代表者が日本国籍を有している、または外国籍で日本の永住権を有していること
 - ⑪ 当社に届け出ている登録情報（法人情報、代表者情報、取引責任者情報）に虚偽や更新漏れ等がなく、当該情報がローン審査に利用されることに同意いただいていること
 - ⑫ 法人口座が当社 Web サイトに掲出する所定の提携企業を通じて口座開設されたものでないこと
 - ⑬ 当社が提供する「GMO あおぞら CMS」の子会社として契約されていないこと
 - ⑭ 本約款で定める内容に同意いただけること
- 2. 本借入の資金使途は、事業性資金に限ります。
 - 3. 本借入の約定返済日は、毎月 25 日となります。
 - 4. 本借入の返済方法は、債務者名義の当社の返済用口座から引き落とします。

第 3 条（審査申込方法）

- 1. 債務者は、当社 Web サイト上で掲載する本商品の「商品概要説明書」、「法人情報等の提供、登録、使用に関する同意書」、「個人情報の取り扱いに関する同意書」、「金銭消費貸借約款」（本約款）、「保証委託約款」を同意・承諾のうえ、申込内容を記入し、本借入の審査申込をします。
- 2. 前項に定める本借入の審査申込は、債務者が当社の Web サイト上で当社所定の審査申込手続きを完了させた時点で有効となります。
- 3. 当社は、債務者が本条第 1 項の本借入の審査申込を行った後、当社および保証会社所定の方法により審査を行います。審査の結果、当該審査申込に係る貸付の実行または保証ができないと当社または保証会社が判断した場合、当社は当該貸付の実行を行わないものとし、また、当社が債務者に対しその旨を通知することを要しないものとし、当該貸付の実行をしないことにより債務者が受けた損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 4. 当社は、本条第 1 項の審査を行うに当たり、本約款に別途定めるものを除き、当社の他の金融商品に係る取引または当社の指定する事業者の商品・サービスに係る取引の継続等を条件としません。
- 5. 債務者は、本商品の利用申込を行う際に、届出事項の変更がある場合には、当該届出事項の変更手続きを完了した後に、利用申込を行うものとします。

第4条（契約手続き）

1. 債務者は、前条の審査の結果において本借入を行うことが可能とされた場合、当社インターネットバンキング上で本借入の契約手続きが可能となります。
2. 債務者は、次の各号に定める条件が契約手続き時点においてすべて充足されることを条件に契約手続きが可能となります。
 - ① 当社インターネットバンキングへの初回ログインが完了していること。
 - ② 返済用口座に本契約を制限するような規制がなされていないこと。
3. 債務者は、当社 Web サイト上に掲載する本約款および本契約を同意・承諾のうえ、本借入の契約手続きを行います。
4. 債務者は、当社インターネットバンキング上で提示する契約手続期限内に当社所定の契約手続きを行う必要があります。
5. 当社は、債務者が借入希望日として指定した日（以下「借入希望日」といいます。）に、債務者が本条第1項の本借入の契約手続きにおいて借入金額として希望された金額（但し、当該金額は当社が債務者に対して事前に提示した金額を超えることができないものとします。）を債務者名義の当社の返済用口座に入金する方法によって貸付を実行します。かかる入金完了した時点で本契約が成立します。

第5条（貸付実行の前提条件）

1. 当社は、次の各号に定める条件が貸付実行時点においてすべて充足されることを条件に貸付が実行できるものとします。
 - ① 第3条および第4条第1項乃至第4項に定める手続きが完了していること。
 - ② 債務者が、審査申込時点で申込された内容と、債務者名義の当社の返済用口座の登録情報に相違がないこと。
 - ③ 債務者名義の円普通預金口座に対して、本貸付の実行を制限するような規制がされていないこと。
 - ④ 債務者による当社の他のサービスにおいて、未収や延滞等が発生していないこと。
 - ⑤ 当社において、貸付実行に関連するシステムに障害が発生していないこと。
 - ⑥ 第14条第1項各号記載の事項および本契約に定める表明保証事項がいずれも真実かつ正確であること。
 - ⑦ 債務者および連帯保証人が、本契約の各条項に違反しておらず、また、貸付実行日以降においてかかる違反が生じる具体的なおそれのないこと。
 - ⑧ 当社が債務者について知り得た情報により、当該審査申込に係る貸付の実行ができないと当社が判断する事象が発生していないこと。
2. 前項の条件の全部または一部が充足されないことを理由に貸付を実行しないこととした場合、当社は債務者に対しその旨を通知することを要しないものとします。

3. 本条第 1 項に定める貸付実行の前提条件の不成就により、申込がなされた貸付が実行されなかったとしても、当社は、貸付実行の前提条件の不成就に関して当社の故意または重過失がある場合を除き、これにより債務者が被った損失等についての補償、その他一切の責任を負担しないものとします。

第 6 条（本債務の返済方法）

1. 債務者は、元金均等返済方式によって本債務の返済を行います。
2. 債務者は、各約定返済日に、本契約または当社インターネットバンキング上で提示される本借入の返済予定表に記載された、当該約定返済日に対応する返済回の元利金の金額（以下「約定返済額」といいます。）を支払うものとします。ただし、本契約または当社インターネットバンキング上で提示される返済予定表の内容は本契約申込時の内容を示すものであり、延滞等によって返済額が変更された場合は、債務者は、当該変更後の返済額を当社インターネットバンキング画面にて確認していただく必要があります。
3. 債務者は、本債務の元利金の返済のため、各返済回に対応する約定返済日の 17 時までに返済用口座の残高を当該返済回に係る約定返済額相当額以上にする必要があります。約定返済日の 17 時までに確認できない場合、翌営業日の返済となり、当該約定返済日に行うべき返済を遅延したことになります。約定返済日を過ぎた後も、営業日の 21 時までに遅延損害金を含む必要残高が確認できない場合は、21 時を過ぎてからの入金により必要金額に達した場合であっても、返済は翌営業日となります。なお、初回返済日は、貸付実行日の属する月の翌月 25 日とし、第 2 回目以降は毎月 25 日とします。
4. 当社は、各返済回に対応する約定返済日に、当該返済回に係る約定返済額を、返済用口座から自動的に引き落とし、本債務の約定返済に充当します。
5. 各返済回に対応する約定返済日の 17 時までに返済用口座の残高が当該返済回に係る約定返済額に満たない場合は、当社は、当該約定返済日に前項に定める引落を行いません。なおこの場合、債務者は、当該約定返済日に行うべき返済を遅延したことになります。
6. 債務者は、前項の遅延が発生した場合、直ちに、返済用口座の残高を当該遅延が発生した約定返済日に係る約定返済額および遅延損害金の合計額相当額以上にする必要があります。当社は、当社が債務者の返済用口座の残高が上記約定返済額および遅延損害金の合計額相当額以上になったと認識した時点で、上記約定返済額および遅延損害金の合計額相当額を引き落とし、当社の任意の順序により本借入の未払元本、未払利息および遅延損害金の支払いに充当することができるものとします。
7. 本条第 4 項および前項の手続きにおいて返済用口座から自動的に引き落としが行われる日が、返済用口座から当社以外の債権者に対する支払いまたは当社に対する他の金融商品に係る支払いが行われるべき日と同日である場合、当該日において返済用口座

の残高をもって行う支払いまたは返済の順序については当社が決定するものとします。債務者は、当社に対し、上記支払いまたは返済の順序について決定する権限を付与することに同意するものとします。

8. 当社は、債務者の本条第 5 項の遅延が発生した場合、返済用口座を含むすべての債務者名義の口座の出金および他の金融商品に係る取引または当社の指定する事業者の商品・サービスに係る取引を制限もしくは停止することがあります。
9. 債務者は、本債務の支払いが完了するまで、返済用口座の変更はできないものとします。

第 7 条（利息、遅延損害金、手数料）

1. 利息は、各返済日に後払いするものとし、利息の金額は、次の算式によって算出した金額とします。ただし、この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とし 1 円未満を切り捨てるものとします。
・借入元本残高×貸付利率（年率）×直前の約定返済日（当日を含まない）から当該約定返済日（当日を含む）までの期間の経過日数÷365 日。
2. 債務の返済を遅延した場合の遅延損害金の割合は年 14.9%とし、当該遅延損害金の金額は、次の算式によって算出した金額とします。ただし、この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とし 1 円未満を切り捨てるものとします。
・返済を遅延した元金×遅延損害金の割合（年率）×約定返済日（当日を含まない）から遅延した金額を返済した日（当日を含む）までの期間の経過日数÷365 日。

第 8 条（繰上返済）

1. 債務者は、借入元本全額の繰上返済を希望する場合、各約定返済日の翌日から当該月の末日までの間の各日 6 時から 22 時までの時間帯に限り、当社のインターネットバンキングにログインのうえ、債務者自身による返済手続きを行うことにより、全額の繰上返済を行うことができます。
2. 前項の繰上返済は、借入元本全額についてのみ行うことができ、一部繰上返済は行うことができないものとします。
3. 債務者は、当該ローンの約定返済を延滞している場合には第 1 項の定めにかかわらず、当該延滞が解消されるまでの間、繰上返済の申込を行うことができないものとします。また、債務者が当社との取引に関し、不正取引その他の事由により当社所定の取引制限の対象となっている場合においても同様とします。
4. 債務者は、第 1 項の返済手続きに先立ち、返済用口座の残高を、繰上返済に係る返済額（借入元本、利息）に相当する金額以上としなければなりません。
5. 債務者は、繰上返済日当日の 22 時までに、返済用口座の残高が繰上返済に係る返済額

に満たない場合には、当該繰上返済は行われたいものとします。この場合、当該繰上返済に係る申込はその効力を失い、以後の返済は、繰上返済が行われなかったものとして、約定返済に基づき行われるものとします。

6. 前項により繰上返済が行われなかった場合、債務者は、第1項の定めにかかわらず、以降、当該ローンについては繰上返済の申込を行うことができないものとします。

第9条（期限の利益の喪失）

1. 債務者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの通知催告等がなくとも、債務者は当社に対する一切の本債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに本債務の全額を返済するものとします。
 - ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する国内外法上の手続開始の申立があったとき。
 - ② 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分（これに準ずる措置を含む。）を受けたとき。
 - ③ 債務者の預金その他の当社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ④ 公租公課の差押または滞納が発生したとき。
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなど債務者の責めに帰すべき事由によって、当社において債務者の所在が不明となったことを知ったとき。
 - ⑥ 事業を停止、または廃業したとき。
 - ⑦ 解散、または清算したとき。
 - ⑧ 代表者死亡等により、事業が継続されないと当社が判断したとき。
2. 債務者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの請求によって、債務者は当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - ① 当社に対する債務の一部または全部の履行が2カ月を超えて遅滞したとき。
 - ② 債務者が当社との本約款またはその他の規定（その他の商品・サービスに関するものも含む。）に違反したとき。
 - ③ 債務者が当社に対して表明・保証を行った事項について、虚偽または不正確であることが判明したとき。
 - ④ 当社による所定の手続きを行った結果、債務者との取引継続が適当と認められなかったとき。
 - ⑤ 連帯保証人が前項または本項の各号のひとつにでも該当したとき。
 - ⑥ 前各号のほか、当社の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 10 条（公正証書）

債務者は、合理的な理由に基づく当社の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、直ちに本契約に基づく債務についてその承認および強制執行の認諾がある公正証書を作成するため、必要な手続きを行うものとします。

第 11 条（相殺）

1. 当社は、本債務のうち返済期日が到来したもの（期限の利益を喪失したものを含みます。）と債務者の預金その他当社に対する債権等を、その債権の期限または債権額を指定する通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、当社は、所定の手続きを省略し、債務者の預金等を払い戻し、債務者の債務の弁済に充てた上で、事後的に債務者に通知を送付することもできるものとします。
2. 前項により、当社が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を相殺計算の日までとし、預金等の債権の利率については、各債権の取引に係る規定等の定めによるものとします。
3. 第 1 項の相殺において、債権債務の表示通貨が異なるときに適用する外国為替相場は、相殺実行時点において、当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートとします。
4. 債務者は、当社に預金保険事故が発生した場合を除き、本債務を債務者の当社に対する債権と相殺することはできないものとします。

第 12 条（借入内容の変更等）

1. 債務者は、本借入の借入期間中は、当該借入の借入内容・条件等の変更はできないものとします。
2. 前項にかかわらず、債務者のやむを得ない事情がある場合、当社の承諾を得た場合にのみ、借入内容・条件等の変更をすることができるものとします。この場合、当社は債務者に対して手続きの方法等の必要な事項を通知し、債務者はそれに従うものとします。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 債務者および連帯保証人は、債務者および連帯保証人が、各契約締結日現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。なお、本項において各契約締結日とは、債務者と当社との間で現在既に締結され、また将来締結されることがあるすべての各契約の締結日（本約款の契約締結日を含む。）をいいます。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 債務者および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 債務者または連帯保証人が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、債務者は、当社からの請求によって、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済するものとします。
4. 債務者および連帯保証人は、前項の規定の適用により、債務者または連帯保証人に損害、損失および費用等が発生した場合でも、当社に何らの請求もしません。また、当社に損害、損失および費用等が発生した場合には、債務者がその責任を負います。
5. 本条第3項または本条第4項の規定により返済しなければならないすべての債務の履行が完了したときは、本契約は、第16条(本契約等の解除)の規定にかかわらず、その完了の時点で将来に向かって失効するものとします。

第14条（表明保証および誓約）

1. 債務者は、当社に対し、本契約締結日および貸付実行日時点において、次の各号に定める全ての事項が真実かつ正確であることを表明および保証します。
 - ① 債務者は、日本法に基づいて適法に設立され、かつ現在有効に存続する法人であること
 - ② 本契約の締結および履行は、債務者に適用される法令等、定款、社内規則に反するものではないこと

- ③ 債務者は、本契約および履行について法令等、定款、その他の債務者における社内規則において必要とされる全ての手続きを完了していること
 - ④ 債務者が当社に提出した書類およびその他の情報は、真実かつ正確であること
 - ⑤ 債務者に、第9条に定める事由に該当することとなる事態が発生していないこと
 - ⑥ 債務者の財務状態または経営に対して悪影響を及ぼすおそれのある訴訟その他の紛争が発生していないこと
 - ⑦ 債務者が、支払期限の到来している債務者の一切の債務（公租公課および当社以外の者に対する債務を含む。）を全て支払済みであり、遅滞している債務はないこと
 - ⑧ 本契約の申込を行う者は、本契約の締結について、債務者から適法に締結権限を与えられた者であること
2. 債務者は、前項の規定に反して前項各号に定める内容が真実または正確でないことが判明した場合、直ちに当社に対してその旨を書面により通知するものとし、また、これによって当社に生じた損害、損失および費用の一切を当社に対して補償するものとします。

第15条（報告および調査）

債務者および連帯保証人は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ、債務者が当社に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまでの間、次の各号に定める事項について自らの費用で行うものとします。

- ① 当社から請求があった場合は、債務者および連帯保証人の財務状態および営業状態を調査するために必要な資料を当社に対して報告し、当社の調査に応じるものとします。
- ② 債務者および連帯保証人の財務状態および営業状態の悪化その他これに関連した事実が発生した場合は、直ちに、当該事実について当社に報告します。また、当社からの請求があった場合は、速やかに、債務者および連帯保証人の信用状況、財務状態および営業状況等に関する情報、書類およびその他の資料を速やかに当社に提供、送付または交付し、あるいは、当社が実施する面談等必要な便益の提供に応じるものとします。
- ③ 債務者は、債務者の取引責任者または連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始、任意後見監督人の選任が現在既にあり、または将来あったときは、その旨を書面または当社が指定した方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。届出内容に取消または変更等が生じた場合、または補助人・保佐人・後見人に対して補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出るものとします。

第 16 条（本契約等の解除）

本約款第 9 条第 1 項または同条第 2 項各号のいずれかの事由があるとき、または次に定める事由が発生する等当社が特に必要と認めるときは、当社は、債務者への通知・催告等なしに本契約を解除できるものとします。

- ① 債務者が返済用口座を解約するとき。
- ② 債務者または連帯保証人が本契約または本約款の条項のいずれかに違反したとき。
- ③ 第 14 条第 1 項各号に定める内容が真実または正確でないことが判明したとき。
- ④ 債務者または連帯保証人が本約款第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 13 条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 13 条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑤ 前各号のほか、債務者の取引内容に基づき、当社が取引を継続することが不適切であると判断したとき。

第 17 条（債権譲渡）

1. 債務者および連帯保証人は、当社が将来本契約に基づく貸付債権に関し、他の金融機関等の第三者に当社への債務の支払いに関する業務を委託することをあらかじめ承諾します。
2. 債務者および連帯保証人は、当社が将来本契約に基づく貸付債権の全部または一部を他の金融機関等の第三者に譲渡、承継、信託することをあらかじめ承諾します。また、債務者および連帯保証人は、本契約に基づく借入を行うことをもって、当社に対して生じる一切の抗弁権を当該第三者に対して主張することを放棄します。なお、債務者は、債権譲渡後においても、本約款の各条項が引き続き適用されることを確認します。
3. 前項により貸付債権が譲渡された場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます。）から債務者の譲受人への債務の支払いに関する業務を受託することができます。この場合、債務者は、当社に対して従来どおり本契約、本約款、商品概要説明書および返済予定表等に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、当社はこれを譲受人に引き渡します。

第 18 条（充当の指定）

1. 債務者または連帯保証人が債務を弁済する場合または当社が相殺もしくは払戻充当を行う場合、債務者または連帯保証人の当社に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、当社は適当と認める順序方法により充当することができるものとします。当社は、かかる充当をした場合、これを書面または電磁的方法をもって債務者または連帯保証人に通知するものとし、債務者および連帯保証人はその充当に対して異議を述べることをできないものとします。
2. 債務者または連帯保証人が相殺する場合において、債務者または連帯保証人の当社に

対する債務全額を消滅させるに足りないときは、債務者または連帯保証人は当社に対する書面または電磁的方法による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

3. 債務者または連帯保証人が前項による指定をしなかったときは、当社は債務者または連帯保証人に対する書面または電磁的方法による通知をもって当社が適当と認める順序方法により充当することができ、債務者および連帯保証人はその充当に対して異議を述べることができないものとします。
4. 本条第2項の指定により当社の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形または割引電子記録債権の決済見込みなどを考慮して、当社の指定する順序方法により充当することができるものとします。この場合、当社は充当の結果を債務者または連帯保証人に通知するものとします。

第19条（危険負担・免責条項等）

1. 債務者および連帯保証人が当社と締結した契約書が事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷、消滅または延着した場合には、債務者および連帯保証人は当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、債務者および連帯保証人は当社から請求があれば直ちに代り証書等を提出するものとします。この場合に生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、債務者が負担するものとします。
2. 当社が、債務者および連帯保証人が諸届等に使用した印影もしくは署名を契約書または返済用口座の届出印鑑の印影もしくは署名と照合し、または債務者および連帯保証人が入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインID、ログインパスワード等を当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引については債務者および連帯保証人本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害は債務者の負担とし、当社は責任を負わないものとします。

第20条（費用負担）

本契約の履行に関連して、次の各号に掲げる費用が生じた場合、当該費用については債務者が負担するものとし、返済用口座から引き落とす方法によって支払うものとします。

- ① （根）抵当権、質権またはその他の担保権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
- ② 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用
- ③ 債務者または連帯保証人に対する権利の行使または保全に関する費用

- ④ 契約書ならびにその付帯書類（変更契約書、特約書等）にかかる印紙代
- ⑤ 上記各号に定める費用のほか、本契約による債務に関し債務者の負担すべき一切の費用（繰上返済手数料その他所定の手数料、公正証書の作成費用、立替費用等を含む）およびそれらの振込手数料等

第 21 条（届出事項の変更）

1. 債務者は、商号、代表者・取引責任者・実質的支配者の氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、事業内容、その他当社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに書面または当社が指定する方法により当社に届け出るものとします。
2. 債務者が前項の届け出を怠り、あるいは債務者が当社からの通知または書類等を受領しないなど、債務者の責めに帰すべき事由により、当社が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 22 条（準拠法、合意管轄等）

1. 本約款および本約款に基づく債務者および連帯保証人と当社との間の諸取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. 本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
3. 本約款の条項の一部が違法、無効または執行不能となった場合においても、その他の条項の適法性、有効性および執行可能性はいかなる意味においても損なわれず、また影響を受けないものとします。

第 23 条（規定の準用）

本約款に定めのない事項については、円普通預金規定や銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 Web サイトへの掲示により告知します。